

札幌市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（平成 27 年 3 月 31 日子ども未来局長決裁）

一部改正 平成 29 年 7 月 7 日

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

一部改正 令和 4 年 6 月 10 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は幼稚園等の自主的な一時保育への取組みを促進し、もって児童の福祉増進を図ることを目的とし、札幌市一時預かり事業（幼稚園型）（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（事業実施施設）

第 2 条 本事業の対象となる施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成 18 年法律第 77 号、以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 9 項の規定による公示がされたものを除く）のうち、札幌市が定める基準を満たした施設のうち、市長が認定した施設（以下「実施施設」という。）とする。

（幼稚園型の対象児童）

第 3 条 事業の対象児童は、原則として、次に掲げる要件のいずれかを満たす児童とする。

- (1) 実施施設に在園する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。）のうち、市長が認めた児童。
- (2) 実施施設に在園していないが、実施施設が事業の実施対象として必要と判断した就学前の児童のうち、市長が認めた児童。

（開所日及び時間）

第 4 条 保育時間は正規の教育時間を含む 10 時間以上とする。

- 2 休園日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに年度ごとに 5 日を限度として実施施設の設置者が定める日（当該日の 1 か月前までにあらかじめ対象児童の保護者に周知を図った日に限る）とする。ただし、休園日に開所することを妨げるものではない。
- 3 長期休業中に研修を行う等特段の事情がある場合、実施施設の設置者は前項に規定する 5 日に加え、更に 5 日を限度として必要な範囲内で休園日を定めることができる。ただし、当該日の 1 か月前までにあらかじめ対象児童の保護者に周知を図った日に限る。

（定員）

- 第 5 条 実施施設の設置者は、第 3 条第 1 号に定める対象児童に係る定員を、原則として 1 日あたり 30 名以上で定めるものとする。ただし、実施施設の 1 号認定子どもの利用定員が 30 名に満たない場合は、1 号認定子どもの利用定員を下限として利用定員を定めるものとする。
- 2 実施施設の設置者は、第 3 条第 2 号に定める対象児童について、第 3 条第 1 号に定める対象児童の受入人員との合計が、前号に定める定員を超えない範囲で受け入れることができるものとする。

（職員配置）

第 6 条 実施施設は、事業の実施に当たっては、対象児童の年齢及び人数に応じ、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）第 182 条第 2 項の規定に準じ、

保育士、保育教諭又は幼稚園教諭を保育従事者として配置するものとする。

- 2 前項に定める保育従事者のうち、専従の保育従事者の人数は、2人を下回らないこととする。
- 3 前項の規定によらず、事業が実施施設と一体的に運営されており、事業を実施するにあたり実施施設に勤務する保育士、保育教諭又は幼稚園教諭の支援を受けることが出来る場合は、専従の保育従事者を1人とすることができる。ただし、その場合においても、保育従事者の人数は2人を下回らないこととする。

(保育室)

第7条 実施施設は、原則として、事業を実施するための専用の部屋を確保するものとする。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、当該施設の空きスペースにおいても実施できるものとする。いずれの場合も、対象児童の年齢及び人数に応じ、条例第181条の規定に準じた設備とする。

(事業の実施方法)

- 第8条 実施施設は、対象児童の保護者から希望があった場合には、対象児童に対し給食を提供することができるものとし、保育に当たっては、適宜、実態に合わせて実施するものとする。
- 2 実施施設は、日々の対象児童数等の事業の実施状況について、必要な帳簿を整備しておくものとし、市長が当該帳簿の提示を求めた場合は速やかに応ずるものとする。

(事業の実施手続き)

- 第9条 実施施設の設置者は、実施する事業が本要綱に適合するものとして第12条に定める補助金の交付申請を予定する場合には、事業計画について、毎年度市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。
- 2 事業の実施内容を変更しようとする場合には、変更しようとする内容について事前に市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(事業の廃止手続き)

第10条 実施施設の設置者の都合等により事業を廃止する場合は、実施施設の設置者はあらかじめ実施施設に在籍する児童の保護者に十分に説明を実施のうえ、事業廃止の3か月前までに市長にその旨書面をもって申し出るものとする。

(利用料)

- 第11条 実施施設は、事業の実施に当たって、保護者に費用負担を求めることができるものとし、費用を徴収する場合には、あらかじめ実施施設において、その負担方法及び負担額（以下「利用料」という。）等を定めるものとする。
- 2 利用料の設定に当たっては、次表に定める児童1人当たりの標準利用料（日額）を基準に設定するものとする。

「児童1人当たりの標準利用料（日額）」

基本分	長期休業日分	休日分	長時間	備考
8時間まで 400円	4時間まで 400円	8時間まで 800円	1時間毎 100円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として別途利用料に加算する。

※基本分…平日（祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日）に利用する場合

※長期休業日分…園則等で一定期間を通じた休園日として定められた期間（休日分を除く）に
利用する場合

※休日分…土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）に利用する場合

※長時間…平日の場合は正規の教育時間を含む8時間、長期休業日の場合は4時間、休日の場
合は8時間を超えて利用する場合

(補助金の交付)

第12条 市長は、第2条に定める実施施設の設置者がこの事業を実施したときは、別に定め
るところにより予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(様式)

第13条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定め
る。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が
定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年7月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

3 市から補助を受けずに在園児に対する一時預かり事業を実施している施設が新たに本事業
を実施する場合は、事業開始年度から2年度間に限って、次の経過措置を適用できるものとす
る。

(1) 開所時間について

原則として、正規の教育時間を含む8時間以上とする。

(2) 休園日について

従前の私学助成補助等を受けて預かり保育を実施していた場合は、原則として当該預か
り保育の実施日数を下回らない範囲において、市長と協議し休園日を定めることができる。

(3) 定員について

従前の私学助成補助等を受けて預かり保育を実施していた場合は、原則として当該預か
り保育の1日当たりの定員数を下回らない範囲において、市長と協議し定員を定めること
ができる。

4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和4年6月10日から施行する。